

平成30年度「柏陵高等学校いじめ防止基本方針」

学校番号	4 4	※ 課 程
学 校 名	福岡県立柏陵高等学校	全日制 定時制 通信制 ()

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめは、その人の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。

本校はいじめ、暴力、差別は絶対に許さない心の教育を継続し、安心安全な学校づくりを推進する。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめは全ての生徒に関係する問題であるとの認識の下、いじめは決して許されないことであることを生徒に認識させ、生徒の豊かな道徳心とお互いの人格を尊重し、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

職員研修等を通じて、きめ細かな対応を必要な全ての生徒に対して行っていく。

そのために、未然防止の取組が着実に成果をあげているかどうかについては、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的、計画的に PDCA サイクルに基づいて取り組んでいく。

さらに、全生徒へ全校集会・学年集会等の各種集会や共感的理解力と想像力を養う人権指導等を通じ、あらゆる教育場面を活用する。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組）

(1) 基本的考え方

いじめは、大人が気づきにくい形で行われていることを全職員が認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報を共有する。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策推進防止法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

また「物理的な影響」とは身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア アンケートの実施

平成30年度の実施日程(予定)

実施予定日	アンケートの種類	実施予定日	アンケートの種類
4月19日(木) ～4月26日(木)	二者面談週間でのいじめアンケート	10月22日(月) ～10月26日(金)	二者面談週間でのいじめアンケート
5月23日(水)	いじめアンケート(無記名)	11月30日(金)	第3回学校生活アンケート
6月19日(火)	第1回学校生活アンケート	12月13日(木) ～12月18日(火)	三者面談いじめアンケート (保護者アンケート)
7月19日(木) ～7月24日(火)	三者面談いじめアンケート (保護者アンケート)	1月28日(月)	第4回学校生活アンケート
8月24日(金)	第2回学校生活アンケート	2月26日(火)	いじめアンケート(無記名)
9月11日(火)	いじめアンケート(無記名)	3月13日(水)	学校生活に関する調査

・担任で集約 ⇒ 生徒指導課(含養護教諭) ⇒ 学年主任 ⇒ 生徒支援部長 ⇒ 教頭

※「いじめにあっていない」「学校生活で困っていない」以外の、記入があるものは全て生徒支援部長に提出(緊急を要するものについては集約前に即提出)。

・いじめ・不登校対策委員会にて協議、その内容を教頭に報告
出席者 生徒支援部長、当該クラス担任、各学年生徒指導課(養護教諭含む)、
及び学年主任(必要に応じて)学習支援部長、進路指導主事、養護教諭

イ いじめ・不登校対策委員会の実施

毎月、いじめ・不登校対策委員会を実施し、授業のみならず学校生活全般においてコミュニケーションや人間関係構築に課題のある生徒についての情報を収集。

生徒支援部長が集約し、関係職員に連絡、スクールカウンセラー・訪問相談員との面接予定等を作成。いじめに係る内容は管理職に報告。

ウ スクールカウンセラー、訪問相談員による面談の実施

生徒支援部との連携により、気になる生徒とスクールカウンセラー面談を希望する生徒に対して訪問相談員面談を実施。面談後は担任、生徒指導課職員がケース会議に参加し、面談内容の報告を受ける。いじめに係る内容は管理職に報告。

エ 家庭用チェック用紙の配付・回収、相談ポストの設置と毎日の点検、昼休み巡回指導、毎週実施される各学年担任会での生徒情報交換会などにより、いじめに係る情報を収集。いじめに係る内容は管理職に報告。

4 いじめに対する措置(発見したいじめに対する対処(ネット上のいじめを含む))

(1) 基本的考え方

いじめの発見・通報を受けた場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめ対策委員会で組織的な対応を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応する。

いじめを受けていることを言い出せない生徒やインターネットを利用して表面化しづらい案件についても早期発見に努め、いじめ対策委員会で適切な対応を実施する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

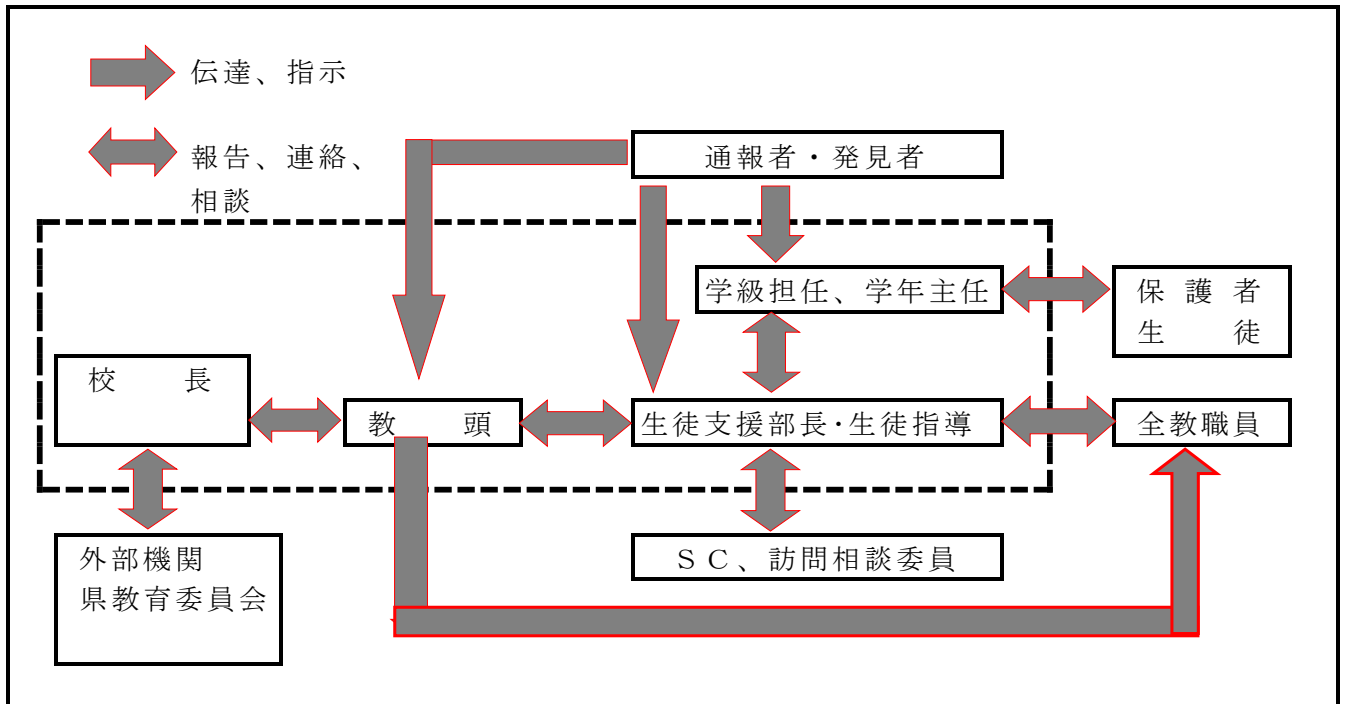
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。生徒や保護者からのいじめに関する相談や訴えに真摯に対応する。

速やかに対応するため、以下のチャートに従い、報告・連絡・相談を行うと同時に全職員に情報の共有に努める。

報告や連絡は可能な限り迅速に行い、随時経過報告を行う。緊急（非常事態）の場合は直接、管理職に報告する。

いじめの疑いがある段階で県教育委員会へ電話で第一報を行うこと。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。



(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

ア いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。また、親しい友人や教職員など、いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。また、関係職員による会議を開き情報の共有化を図る。

イ 保護者に対してもいじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、保護者の不安を除去する。

ウ 状況に応じていじめられた生徒およびその保護者に対してS C・訪問相談員による面談の実施、専門医への受診を進めるなど、メンタルケアを継続して行う。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

ア いじめたとされる生徒からも迅速に複数の教員によって事実関係の確認を行う。

いじめがあったと確認された場合は、職員全体が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、必要に応じて別室において指導したり、出席停止制度等を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。

場合によっては所轄警察署等とも連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法11条の規定に基づき、適切に加害生徒に懲戒を加えることを検討する。

ただし、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し加害生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

イ いじめた生徒の保護者に対しては、家庭訪問等により迅速に事実関係を伝える。

事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力をもとめる。

さらに、保護者に対する継続的な助言を行いながら、今後の指導方法、学校との連携方法について話し合う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやし立てる行為を行った生徒に対しては、それはいじめに加担する行為であることを理解させる。

イ いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係を修復し、好ましい集団生活を送れるよう支援する。ただし、上記(4)アのとおり、いじめられた生徒が安心して教育を受けられる環境の確保を最優先とする。

(6) ネット上のいじめへの対応

ア 上記のいじめの対応と同様にいじめられた生徒やいじめた生徒への対応を取るとともに、内容の削除依頼等専門機関との連携を図る。学校単独で対応することが困難と判断した場合には、県教育委員会と相談しながら対応する。また、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めたり、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は直ちに所轄警察署に通報する。

イ 学校における情報モラル教育を推進するとともに、保護者にも理解を求める。

(7) いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要因が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して「いじめ対策委員会」での会議により校長が判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子も含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒の本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、各事案ごとに設定する。ただし年間30日は必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（1）重大事態の発生と調査

ア 重大事態とは、いじめを受けた生徒が「自殺を企図、身体に重大な被害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発生」または、「相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間30日を目安とする）」とする。これらの事態が発生した場合、即座に県教育委員会を通じて県知事への報告を行う。

イ 重大事態が発生した場合、「いつ（いつ頃から）」「誰から（誰達から）」「どのような態様であったか」を明確にする調査を行うことで、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか、などの事実関係を明らかにし、学校が事実と向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

（2）調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒およびその保護者に対し、調査結果によって得られた事実関係について状況提供を実施する。

イ 調査結果については、今後の防止策及び被害生徒の保護者所見も添えて県教育委員会を通じて県知事に報告する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 「福岡県立柏陵高等学校いじめ防止対策委員会」

(2) 福岡県立柏陵高等学校いじめ防止対策委員会の役割・機能

① いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織について

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能を持つ「いじめ対策委員会」を組織する。生徒指導主事を長として、個別のケースに則して会を召集し、協議する。

② いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織について

重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う組織として、「重大事態調査委員会」を組織する。管理職の指揮、指示の下、客観的な事実関係を速やかに調査すること、および当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

7 学校評価

いじめの未然防止に対する取組について、「いじめ防止対策委員会」で取組の達成目標を設定し、職員会議・「いじめ防止対策委員会」での検証を設定することで学校評価とする。